

安全・訓練等に関する特記仕様書

(安全・訓練等の実施)

第1条 本工事の施工に関し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全、訓練等として必要な事項

(安全・訓練等に関する施行計画書の作成)

第2条 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(安全・訓練等の実施状況報告)

第3条 安全・訓練等の実施状況を写真等及び工事報告（工事月報）に記録し提出するものとする。